

**【表紙】**

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	令和5年4月21日
【会社名】	横浜魚類株式会社
【英訳名】	YOKOHAMA GYORUI CO.,LTD
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 石井 良輔
【本店の所在の場所】	横浜市神奈川区山内町1番地
【電話番号】	045(459)3800
【事務連絡者氏名】	常務取締役管理部部長 塚本 秋宏
【最寄りの連絡場所】	横浜市神奈川区山内町1番地
【電話番号】	045(459)3800
【事務連絡者氏名】	常務取締役管理部部長 塚本 秋宏
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1【提出理由】

当社の販売先である有限会社丸柳商店は令和5年3月31日付で廃業したことにより、同社に対する債権について下記のとおり取立不能のおそれが生じたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第11号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

## 2【報告内容】

### 1 債権の取立不能又は取立遅延に関する事項

#### (1) 債務者の名称等

名称 : 有限会社丸柳商店  
所在地 : 横浜市神奈川区山内町1番地の1  
代表者の役職・指名 : 代表取締役 杉山 正則  
事業内容 : 水産物卸売業  
資本金 : 6百万円  
当社との関係 : 資本関係、人的関係はいずれも該当事項はありません。また、取引関係は当該会社へ水産物等の売上があります。

#### (2) 当該債務者等に生じた事実及びその事実が生じた年月日

令和5年3月31日 廃業

#### (3) 当該債務者に対する債権の種類及び金額

売掛金 72百万円

#### (4) 当該事実が当社の業績に及ぼす影響

本債権につきましては、既に有税の貸倒引当金を53百万円計上済であります。担保物を処分してもさらに債権回収不能額13百万円が発生する見込ですので、当確定決算において当該金額を全額貸倒引当金に計上し販売費及び一般管理費処理いたします。

以上